

# 花見会計事務所だより No.102

2026年 本年もよろしくお願ひします。

今回は、2月より開始されます所得税の確定申告の主な改正点について確認したいと思います。



## ■ 令和7年分 所得税の確定申告及び納税期限

申告期限：令和8年2月16日(月)から令和8年3月16日(月)まで

納税期限：現金納付の場合 令和8年3月16日(月)まで

振替納税の場合 令和8年4月23日(木) ※登録した銀行口座より引落し

※ 同日に口座引落しができなかった場合には、**令和8年3月16日(月)**が納税期限となりますので銀行口座の残高にはご注意ください。

なお引落し銀行口座の登録・変更は、申告期限までに所轄の税務署又は登録する金融機関へ納付書送付依頼書の提出(必着)が必要となります。

## ■ 基礎控除及び給与所得控除の見直し

令和7年分の所得税より基礎控除及び給与所得控除の見直しが行われました。

**基礎控除**：最低保障額**58万円**(改正前48万円)とし、所得者本人の**合計所得金額**に応じて**5万円～37万円**が加算されます(合計所得**132万円**以下の場合**95万円**など)

**給与所得控除**：給与収入**180万円**以下で、最低保障額**65万円**(改正前は**55万円～62万円**)

## ■ 配偶者控除及び扶養控除の見直し並びに特定親族特別控除の創設

令和7年分の所得税より生計一親族に対する配偶者控除、扶養控除の所得判定が見直されました。

また、19歳以上23歳未満の生計一親族に対する特定親族特別控除が創設されました。

**配偶者控除**：生計一配偶者の**合計所得金額58万円以下**(給与収入のみの場合、**123万円以下**)

**扶養控除**：生計一親族の**合計所得金額58万円以下**(給与収入のみの場合、**123万円以下**)

**特定親族特別控除**：生計一親族で12月31日現在、19歳以上23歳未満の特定親族の**合計所得金額58万円超123万円以下**(給与収入のみの場合、**123万円超188万円以下**)

※ 令和7年分 所得税の確定申告書 第一表 様式が変更になりました。

<b>二 し 引</b>	配偶者 (特別)控除	区分1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(21) ～ (22)	<input type="checkbox"/>					
	扶養控除	区分	<input type="checkbox"/>	(23)	<input type="checkbox"/>						
	特定親族 特別控除	区分	<input type="checkbox"/>	人数	(24)	<input type="checkbox"/>					

確定申告についてご不明点がありましたら、  
お気軽にご相談ください。

池田より一言

花見会計事務所  
Tel : 026-248-7500  
Fax : 026-248-7507  
E-mail : info@hanami-kaikei.jp